

クレーン・玉掛けについて

- 1 クレーン・玉掛けでの災害は重大災害につながります。
基本を守って事故防止に努めましょう。
- 2 作業をするときは資格がいります。
・クレーン→特別教育、技能講習、免許
・玉掛け→特別教育、技能講習
- 3 クレーン・玉掛け用具は使用前に点検しましょう。
- 4 共同作業では指揮者の指示に、従いましょう。
- 5 クレーンの吊り荷の下には、絶対に入ってはいけません。

墜落防止について

- 1 足場の組み立て・解体・移動は決められた者以外は、勝手に行ってはいけません。
- 2 2メートル以上の高所作業では、必ず命綱（安全帯）を使います。
また手摺りのない所は手摺りを取り付けてから、作業にかかりましょう。
- 3 開口部には手摺りなどを取り付けましょう。また取り外したときは、早急に元にもどしましょう。
- 4 梯子の昇降は一段一段を確実に昇降しましょう。また手に物を持って昇降するのは絶対にやめましょう。

はじめに

当社では、皆さんを災害から守るために、全力をあげています。
この安全衛生テキストは、当社で働く皆さんのが仕事が原因でケガをしたり、健康を害さないため「しなければならない」ことや「してはならない」ことの、基本をまとめたものです。

ケガをしたり健康を害すること
1) 自分が苦しむ
2) 家族が心配する
3) 友達、同僚に迷惑をかけるばかりです。皆さんも自分の「安全」と「健康」を守りましょう。

一般心得について

- 1 始業と終業の時間は守りましょう。
特に朝は余裕をもって、出勤するようになります。
- 2 会社のきめた安全規則や、職場規律を守りましょう。
- 3 くわえタバコで歩いたり、仕事をするのはやめましょう。
- 4 上司や同僚に注意をされたら、素直に従い皆で安全な職場をつくりましょう。
- 5 危険や有害な作業をするときは、資格がいります。資格のない人がこれらの作業をするのは、やめましょう。

爆発・火災防止について

- 1 火気厳禁の場所では、絶対に火気を使用してはいけません。
(喫煙、ガス切断、溶接など)
- 2 許可された場所以外では、火気を使用してはいけません。
- 3 消火器、防火用水などの場所や使い方は、あらかじめ説明を受け緊急の場合にそなえておきましょう。
- 4 船内など通気のわるい場所で仕事をするときは、換気を十分行い避難用の通路は、まえもって確認しておきましょう。

酸欠・有機溶剤中毒の予防について

- 1 タンク内や、狭い船内で仕事をするときは、責任者の許可を受けてから入るようにしましょう。
- 2 換気のための装置は有効に働くようにして、勝手に止めたりしないようにしましょう。
- 3 洗浄作業や塗装作業では、有機溶剤を多量につかいます。作業のときは必ず防毒マスクを使用しましょう。
- 4 防毒マスクのフィルターが古くなると呼吸が苦しくなります。決められた時期に交換して正しく使いましょう。
- 5 決められた保護具はキチンとつけて作業にかかりましょう。

新規入構者

安全衛生教育テキスト

(本 人 用)



平成4年7月

全国造船安全衛生対策推進本部

服装について

- 1 服装は作業に適したもの着用し、むこう鉢巻き、腰手拭いはやめましょう。
- 2 だらしない服装は危険です。上着の裾やボタンはキチンと留めましょう。
- 3 裸で作業をするのは、絶対にやめましょう。
- 4 ヤケド防止のために下着はできるだけ綿製品の衣類を身につけましょう。

保護具について

- 1 作業場では安全帽を着用して、あごひもは確実に絞めましょう。
- 2 高さ2メートル以上の場所で作業をするときは、安全帯を必ず使用しなければなりません。
- 3 許可された作業以外は、安全靴をはいて作業につきましょう。
- 4 メガネ、マスク、耳栓、手袋など着用が決められた作業では、必ず使用しましょう。

整理整頓について

- 1 整理整頓は安全の第一歩です。通路を確保し職場を広く使いましょう。
- 2 電線やホースなどは、ホース掛けにかけましょう。
- 3 ゴミやスクラップ空缶などは、決められた場所に置きましょう。
- 4 仕事が終わったときは、工具などを元へ戻し、一仕事一片付けを心がけましょう。